

令和3年度

公共用水域水質測定計画

岩手県

令和3年度公共用水域水質測定計画

1 根拠

この計画は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第16条の規定に基づき、公共用水域の水質の測定に関し必要な事項を定めるものである。

2 調査機関

調査機関は、次のとおりである。

- (1) 国の地方行政機関
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、北上川ダム統合管理事務所
- (2) 県の機関
環境生活部環境保全課、各広域振興局等、環境保健研究センター、各ダム管理事務所
- (3) 水質汚濁防止法施行令で定める市
盛岡市

3 調査内容

令和3年度の測定計画は、別表及び別図に示すとおりとする。

なお、平成11年4月に環境庁より「水質モニタリング方式効率化指針」が示されたことから、この指針に基づきローリング調査(3年に1度の調査)を行うこととし、休止地点、休止項目を設けることとする。

また、その概要は別添概要の「1測定水域一覧表」及び「2測定計画状況」に示したが、測定地点、測定項目及び測定回数は次により設定した。

- (1) 測定地点
水系を代表する環境基準地点とそれを補足する補助地点で測定する。
- (2) 測定項目
原則として、生活環境項目については全地点で測定し、健康項目及び要監視項目等については、流域における工場・事業場の立地、生活排水の状況、農地等の土地利用状況、過去の検出状況等を勘案して該当するとみられる項目について測定する。
- (3) 測定回数
工場・事業場の集積度、過去の検出状況等を勘案して、測定項目毎に測定回数を定める。

4 採水時期

- (1) 採水は、農薬測定を目的とする場合を除き、四季にわたるように配慮する。
ただし、山間部等、冬期の採水が困難な地点については、冬期を除いた期間内で、採水時期が偏らないように実施する。
- (2) 農薬測定を目的とする場合は、農薬の使用時期に採水を行う。
- (3) 採水は、採水前日までの天候を考慮し、水質が安定している日に行う。
- (4) 湖沼にあっては、停滞期と循環期を含めるように配慮する。

5 採水部位

- (1) 河川は、原則として流心部表層とする。
- (2) 湖沼は、原則として表層並びに水面から2分の1及び湖底から1m以内の3層とする。
ただし、調査地点の水深が10m未満の場合は、表層及び湖底から1m以内の層の2層とする。
- (3) 海域は、表層(水面下0.5m)及び水面下2mの層とする。

6 測定方法

測定方法は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成 5 年環境庁通知）、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）及び「底質調査方法について」（昭和 63 年環境庁通知）に定める方法とする。

なお、これらに定めのない項目については、日本産業規格、上水試験方法又は海洋観測指針等、科学的に確立された分析方法による。

7 測定結果の送付

各調査機関は、測定結果を岩手県知事（環境生活部環境保全課）に送付するものとする。

8 測定結果の公表

県は、測定結果をとりまとめ、水質汚濁防止法第 17 条の規定に基づき公表する。

[参考：測定項目]

	測定項目	観点	根拠
1 環境基準項目	健康項目 カドミウム等 27 項目 ----- 生活環境項目 水素イオン濃度等 12 項目	環境基準の常時監視	水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号)
2 要監視項目	クロロホルム等 32 項目	環境基準項目以外で、知見の集積に務めるべきもの	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件について(平成 5 年 3 月 8 日環水管第 21 号環境庁水質保全局長通達)
3 特殊項目	銅、溶解性鉄		
4 その他の項目	その他の項目(注)	工場・事業場等の立地及び生活排水等を勘案し、1 及び 2 を補完するもの	トリハロメタン生成能については、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」による。

注) その他の項目は、塩化物イオン、カルシウム、マグネシウム、アルミニウム、硫酸イオン、pH8.4 酸度、pH4.3 アルカリ度、第 1 鉄、アンモニア態窒素、陰イオン界面活性剤、クロロフィル a、プランクトン(優占種)、トリハロメタン生成能、亜硝酸態窒素、オルトリン酸態リン、ふん便性大腸菌群数である。

概要

1 測定水域一覧表

	区分		ブロック	岩手県実施水域	国土交通省実施水域	盛岡市 実施水域
		慣用水域名				
環境 基準 類型 指定 水域		北上川	A	北上川(1)	北上川(2)、北上川(3)、 北上川(4) 四十四田ダム	北上川(1)
		北上川支流	A	丹藤川、雫石川上流(葛根田川、南川、鶯宿川)、中津川中流、岩崎川、彦部川、滝名川、築川 網取ダム	雫石川上流(南川、葛根田川)、雫石川下流、中津川下流、猿ヶ石川(小友川)、和賀川上流、和賀川中流、和賀川下流、胆沢川上流(前川)、胆沢川下流、尿前川、磐井川中流磐井川下流、砂鉄川	雫石川下流(諸葛川)、中津川上流、中津川中流(米内川)、築川、乙部川
			B	葛丸川、稗貫川、添市川、瀬川、猿ヶ石川(小鳥瀬川、早瀬川、達首部川)、豊沢川中流、豊沢川下流、飯豊川、和賀川中流(夏油川)、宿内川、広瀬川、人首川、伊手川、太田代川、白鳥川、衣川、磐井川上流、久保川、砂鉄川、千厩川上流、千厩川下流、黄海川、金流川、有馬川		
				豊沢ダム、入畑ダム、網取ダム		
		新井田川河口	C	瀬月内川、雪谷川、馬淵川上流、安比川、白鳥川 世増ダム		
		米代川	A	米代川		
		陸中海岸北部	C	川尻川、有家川、高家川、安家川、宇部川、普代川(茂市川)、小本川(大川)、撰待川		
		久慈湾	C	久慈川上流、久慈川下流、長内川上流、長内川下流、夏井川 久慈湾		
		田老湾	C	田代川上流、田代川下流、神田川 田老湾		
		宮古湾	C	閉伊川上流、閉伊川下流、小国川、葉師川、刈屋川、長沢川、近内川、津軽石川 宮古湾		
		山田湾	C	関口川、織笠川 山田湾		
		大槌湾	C	大槌川、小槌川、鶴住居川 大槌湾		
		釜石湾	C	甲子川、小川川、水海川上流 釜石湾一甲、釜石湾一乙(両石湾)		
		唐丹湾	C	片岸川、熊野川 唐丹湾		
		陸中海岸南部	C	吉浜川、大川 船越湾、吉浜湾、越喜来湾、綾里湾		
	大船渡湾	C	盛川上流(立根川)、盛川下流 大船渡湾一甲、大船渡湾一乙			
	広田湾	C	気仙川、矢作川、長部川 広田湾			

備考)県実施の水域で、Aブロックは県央水域、Bブロックは県南水域、Cブロックは県北・沿岸水域である。

区 分	慣用水域名	ブロック	岩手県実施水域	国土交通省実施水域	盛岡市 実施水域
健康項目監視水域		A	赤川、松川	赤川、小鬼ヶ瀬川	松川
		B	小鬼ヶ瀬川、磯田川		
		C	長内川		
都市排水等監視水域		A	黒沢川(滝名川支流)		木賊川、新川、大沢川、見前川
		B	上口川、宮守川、来内川、後川、大堰川、黒沢川(胆沢川支流)、天神川、太田川、曾慶川、吸川		
		C	十文字川、沢川、山口川、津谷川、須崎川、後の入川、川原川		
湖沼・海域影響監視水域		A	大葛川		八木田川
		B	折壁川、内鱒沢		
		C	綾里川、平糠川、鷹生川		
底質調査水域		A	築川	北上川 四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、胆沢ダム	
		C	閉伊川下流		

備考)県実施の水域で、Aブロックは県央水域、Bブロックは県南水域、Cブロックは県北・沿岸水域である。

2 測定計画状況

実施機関		県			国			盛岡市			合計			
測定年度		1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	
水質	環境基準	河川数	82	82	83	(7) 12	(7) 12	(7) 12	(3) 6	(3) 6	(4) 6	90	90	90
		河川類型指定水域数	77	77	78	(4) 15	(4) 15	(4) 15	(3) 6	(3) 6	(4) 6	91	91	91
		川測定地点数	124	130	127	(2) 33	(2) 33	(2) 33	7	7	7	162	168	165
		川測定回数	934	976	1,002	410	410	410	69	71	69	1,413	1,457	1,481
		川測定項目数	10,687	11,121	11,425	5,185	5,201	5,189	792	796	792	16,664	17,118	17,406
	湖沼	湖沼数	3	4	4	4	4	4	(1) 2	1	1	8	9	9
		湖沼類型指定水域数	3	4	4	4	4	4	(1) 2	1	1	8	9	9
		沼測定地点数	4	5	5	5	5	5	(1) 3	2	2	11	12	12
		沼測定回数	108	126	126	180	180	180	36	24	24	324	330	330
		沼測定項目数	1,002	1,140	1,170	2,776	2,776	2,776	258	222	222	4,036	4,138	4,168
	海域指定	海域(湾)数	14	14	14							14	14	14
		海域類型指定水域数	15	15	15							15	15	15
		海域測定地点数	37	36	36							37	36	36
		海域測定回数	396	388	388							396	388	388
		海域測定項目数	2,368	2,324	2,408							2,368	2,324	2,408
	水域合計	河川・湖沼・海域数	99	100	101	(7) 16	(7) 16	(7) 16	(4) 8	(3) 7	(4) 7	112	113	113
		水域類型指定水域数	95	96	97	(4) 19	(4) 19	(4) 19	(4) 8	(3) 7	(4) 7	114	115	115
		水域測定地点数	165	171	168	(2) 38	(2) 38	(2) 38	(1) 10	9	9	210	216	213
		水域測定回数	1,438	1,490	1,516	590	590	590	105	95	93	2,133	2,175	2,199
		水域測定項目数	14,057	14,585	15,003	7,961	7,977	7,965	1,050	1,018	1,014	23,068	23,580	23,982
その他	河川	河川数	29	29	30	(2) 3	(2) 3	(2) 3	(1) 6	(1) 6	(1) 6	35	35	36
	河川測定地点数	38	38	39	3	3	3	6	6	6	47	47	48	
	河川測定回数	379	379	391	45	45	45	38	38	38	462	462	474	
	河川測定項目数	3,380	3,543	3,769	472	472	472	352	352	352	4,204	4,367	4,593	
総計	河川・湖沼・海域数	128	129	131	(9) 19	(9) 19	(9) 19	(5) 14	(4) 13	(5) 13	147	148	148	
	水域数	124	125	127	(6) 22	(6) 22	(6) 22	(5) 14	(4) 13	(5) 13	149	150	151	
	測定地点数	203	209	207	(2) 41	(2) 41	(2) 41	(1) 16	15	15	257	263	261	
	測定回数	1,817	1,869	1,907	635	635	635	143	133	131	2,595	2,637	2,673	
	測定項目数	17,437	18,128	18,772	8,433	8,449	8,437	1,402	1,370	1,366	27,272	27,947	28,575	
底質	水域数	1	1	2	6	6	6				7	7	8	
	測定地点数	1	1	2	9	9	9				10	10	11	
	測定回数	1	1	2	9	9	9				10	10	11	
	測定項目数	16	16	39	128	128	128				144	144	167	

備考1) 類型指定水域数は、BOD(COD)等に係る水域数。

備考2) 国土交通省の()内は岩手県と重複している数、盛岡市の()内は、国土交通省または岩手県と重複している数。

2 底質測定

注：調査機関の「委託」は委託業者、「岩河」は国土交通省岩手河川国道事務所、「ダム統」は国土交通省北上川ダム統合管理事務所、「盛岡土」は盛岡公式振興局土木部、「環保研」は環境保健研究センター、「宮古」は宮古保健福祉環境センターを示す。

測定地点			測定項目																				調査機関									
水域名	地点名	採泥部位	水分	強熱減量	粒度	分解試験												溶出試験						実施主体又は採泥	分析							
						カドミウム	鉛	銅	亜鉛	砒素	六価クロム	クロム	総水銀	アルミニウム	総鉄	マンガン	全窒素	全磷	COD	硫化物	PCB	チウラム	シマジン			チオベンカルブ	セレン	カドミウム	鉛	銅	亜鉛	砒素
築川	築川ダム貯水池	心 央	1	1	1	1			1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	盛岡土	委託
閉伊川下流	宮古橋	右 岸	1	1		1	1	1	1		1	1																		宮古	環保研	
北上川	紫波橋	左 岸		1	1	1	1			1	1	1						1												岩河	委託	
北上川	金ヶ崎橋	右 岸		1	1	1	1			1	1	1						1												岩河	委託	
北上川	狐禅寺(千歳橋)	右 岸		1	1	1	1			1	1	1						1												岩河	委託	
北上川	北上川橋	左 岸		1	1	1	1			1	1	1						1												岩河	委託	
四十四田ダム	貯水池	心 央		1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ダム統	委託	
湯田ダム	貯水池	心 央		1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ダム統	委託	
胆沢ダム	貯水池	心 央	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ダム統	委託	
田瀬ダム	貯水池	心 央		1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ダム統	委託	
御所ダム	貯水池	心 央		1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ダム統	委託	

[参考]岩手県実施水域における前年度からの変更点

1 地点の追加

水域名	地点名	追加項目	全項目での総測定回数	理由
築川	水沢	生活環境項目11項目等	12	築川ダム貯水池運用開始
	L-28(築川ダム貯水池)	生活環境項目11項目、健康項目27項目等		
	築川ダム直下			
根田茂川	築場	生活環境項目11項目等		

2 地点の休止

水域名	地点名	休止項目	全項目での総測定回数	理由
馬淵川上流	小姓堂橋	生活環境項目7項目、塩化物イオン	0	ローリング調査
馬淵川上流	川原橋	生活環境項目7項目、塩化物イオン		
安比川	門崎橋	生活環境項目5項目		
鶴住居川	大浜渡橋	生活環境項目7項目、塩化物イオン		
甲子川	新開橋	生活環境項目5項目		
気仙川	竹の原橋	生活環境項目5項目		

3 地点の再開 …該当なし

4 地点の廃止 …該当なし

5 測定項目の追加

水域名	地点名	追加項目	追加項目変更回数	全項目での総測定回数	理由
別紙1のとおり		PFOS・PFOA 全窒素・全燐	別紙1のとおり		要監視項目追加
滝名川	L-27(山王海ダム貯水池)	クロロフィル-a	0→6	6	調査方法の見直し
世増ダム貯水池	L-26		6→12	12	
大船渡湾(甲、乙)	S-31~33		0→12		
		プランクトン(優占種)			

6 測定項目の休止

水域名	地点名	休止項目	休止項目変更回数	全項目での総測定回数	理由
和賀川中流	広表橋	(要)農薬12項目、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル	2→0	12	ローリング調査 (過去15年間報告下限値未満であったことから、広表橋の(要)イソプロチオランをローリング項目に含める。)
衣川	衣川橋	(要)農薬12項目		8	
久保川	赤子橋			6	
曾慶川	雲南田橋	有機塩素化合物9項目	6→0	4	
		(要)有機塩素化合物4項目	2→0		
千厩川上流	宮田橋	農薬4項目	6→0	6	
		(要)農薬12項目	2→0		
甲子川	坪内橋	DO、BOD、SS、大腸菌群数	6→0	4	
		塩化物イオン	2→0		
大槌湾	S-12~S-14	全亜鉛、ノニルフェノール、LAS	4→0	4	
釜石湾(甲)	S-15~S-18		6→0	6	

7 測定項目の再開

水域名	地点名	再開項目	再開項目変更回数	全項目での総測定回数	理由
赤川	東大更橋	カドミウム、総水銀、アルキル水銀、農薬4項目、ベンゼン	0→6	6	ローリング調査
		(要)農薬12項目	0→2		
松川	金沢橋	カドミウム、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀	0→6	12	
	松川橋	カドミウム、六価クロム、総水銀、アルキル水銀、農薬4項目	0→6		
		(要)農薬12項目	0→2		
雫石川上流	高橋	カドミウム、鉛、六価クロム、総水銀、アルキル水銀、	0→6	8	
	葛根田橋	(要)農薬12項目	0→2		
	矢川橋		0→2		
滝名川	滝名川橋		0→2		

[参考]岩手県実施水域における前年度からの変更点

7 測定項目の再開のつづき

水 域 名	地 点 名	再 開 項 目	再開項目 変更回数	全項目での 総測定回数	理 由
稗貫川	稗貫川橋	(要)農薬12項目	0→2	8	ローリング調査
猿ヶ石川	下早瀬橋	環境生活項目7項目	0→6	6	
豊沢川中流	新瀬橋	(要)農薬12項目	0→2	8	
吸川	水門	クロロホルム		12	
千厩川下流	松形橋	PCB	0→4	4	
釜石湾(乙)(両石湾)	S-19~20	全亜鉛、ノニルフェノール、LAS			
唐丹湾	S-21~22				
吉浜湾	S-25~26				
越喜来湾	S-27~28				
綾里湾	S-29~30				

8 測定回数の変更 …該当なし

9 測定項目の廃止

水 域 名	地 点 名	廃 止 項 目	廃止項目 変更回数	全項目での 総測定回数	理 由	
甲子川	大渡橋	有機塩素化合物9項目、ベンゼン	6→0	12	調査方法の見直し (汚染源が確認され ず、測定開始当初か ら報告下限値未満で ある。)	
		(要)有機塩素化合物4項目、キシレン	2→0			
大川	宮城県境	有機塩素化合物9項目	6→0	6		
		(要)有機塩素化合物4項目	2→0			
盛川下流	佐野橋	有機塩素化合物9項目	6→0			
		(要)有機塩素化合物4項目	2→0			
別紙1のとおり		全窒素・全燐	別紙1のとおり			調査方法の見直し

[参考]国土交通省実施水域における前年度からの変更点

- 1 地点の追加 …該当なし
- 2 地点の休止 …該当なし
- 3 地点の再開 …該当なし
- 4 地点の廃止 …該当なし
- 5 測定項目の追加 …該当なし
- 6 測定項目の休止 …該当なし
- 7 測定項目の再開 …該当なし
- 8 測定回数の変更

水 域 名	地 点 名	変 更 項 目	変更項目 変更回数	全項目での 総測定回数	理 由	
北上川(2)	南大橋	ノニルフェノール、LAS	6→3	12	調査方法の見直し	
北上川(3)	紫波橋		6→12			
	珊瑚橋	2→1				
	昭和橋	6→3				
北上川(4)	金ヶ崎橋	ノニルフェノール、LAS	6→12	6		
		PCB	2→1			
	千歳橋(狐禅寺)	ノニルフェノール、LAS	6→12			
		PCB	2→1			
	北上川橋	ノニルフェノール、LAS	6→12			
		PCB	2→1			
雫石川下流	東北本線鉄橋	ノニルフェノール、LAS	6→3	12		
中津川下流	御厩橋					
猿ヶ石川	安野橋					
和賀川下流	九年橋					
胆沢川下流	再巡橋			14		
磐井川下流	孤禅寺橋				PCB	2→1
					砂鉄川	門崎橋

- 9 測定項目の廃止 …該当なし

[参考]盛岡市実施水域における前年度からの変更点

- 1 地点の追加 …該当なし
- 2 地点の休止 …該当なし
- 3 地点の再開 …該当なし
- 4 地点の廃止 …該当なし
- 5 測定項目の追加 …該当なし
- 6 測定項目の休止

水 域 名	地 点 名	休 止 項 目	休止項目 変更回数	全項目での 総測定回数	理 由
雫石川下流	諸葛橋	健康項目27項目	1→0	6	ローリング調査
米内川	落合橋				

- 7 測定項目の再開

水 域 名	地 点 名	再 開 項 目	再開項目 変更回数	全項目での 総測定回数	理 由
中津川中流	水道橋	健康項目23項目	0→1	12	ローリング調査
築川	築川橋	健康項目27項目			

- 8 測定回数の変更 …該当なし
- 9 測定項目の廃止 …該当なし

【別紙1】

測定項目の追加及び廃止

1 PFOS及びPFOA

追加

水 域 名	地 点 名	測 定 回 数 の 変 更
北上川支流	頭首工	0→2
	広表橋	0→4
	宿内橋	0→2
	沼畑橋	0→4
新井田川河口	府金橋	0→4
	下豊年橋	0→2
宮古湾	小山田橋	0→2
	宮古橋	0→4

2 全窒素及び全燐

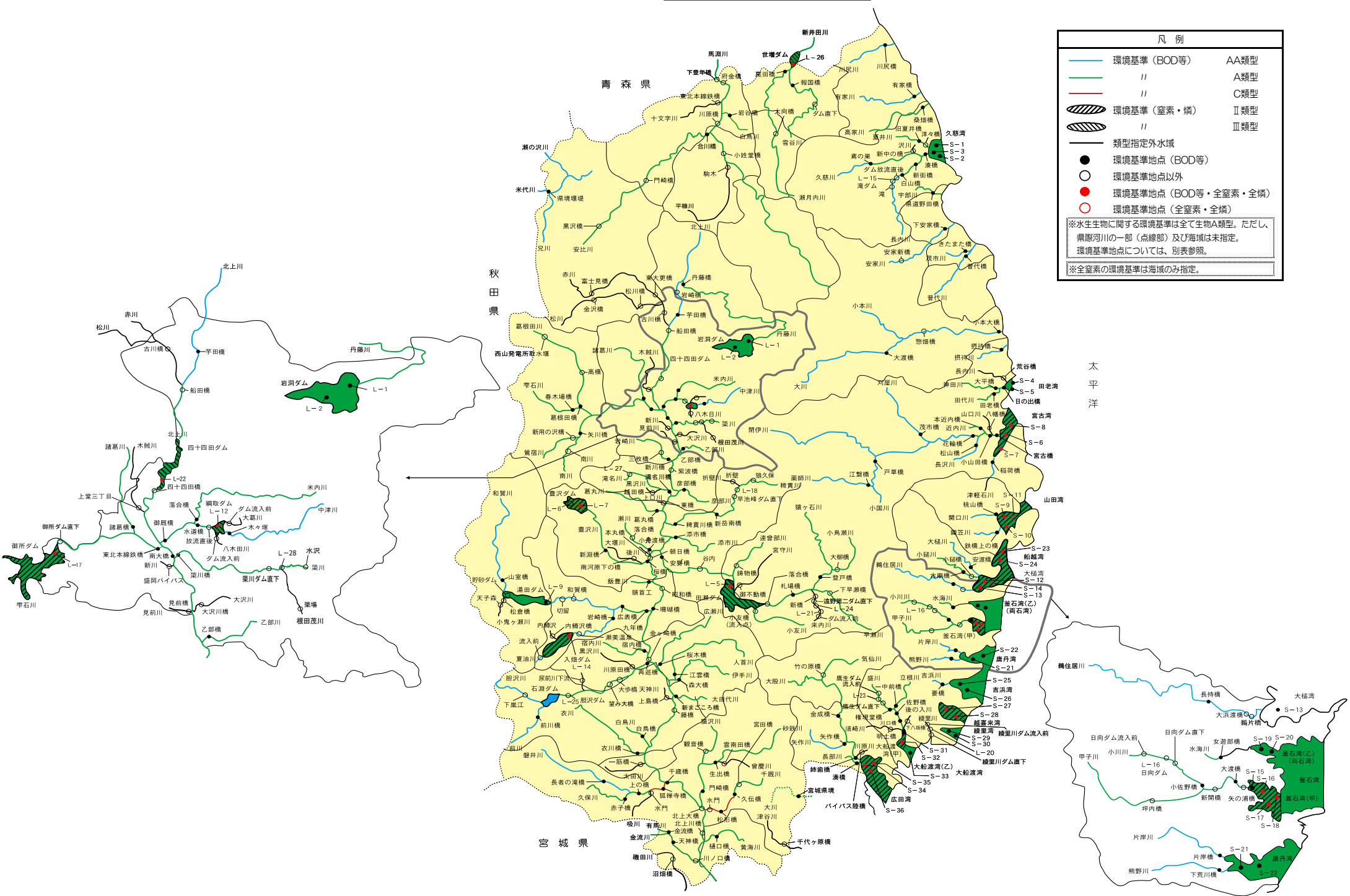
(1) 追加(閉鎖性水域への流入を把握するため)

水 域 名	地 点 名	測 定 回 数 の 変 更
瀬月内川	尾田橋	0→6
	大向橋	0→4

(2) 廃止

水 域 名	地 点 名	測 定 回 数 の 変 更	
丹藤川	丹藤橋	6→0	
黒沢川(滝名川支流)	越田橋		
上口川	東橋		
猿ヶ石川	鋳物橋		
瀬川	小舟渡橋		
後川	本丸橋		
豊沢川下流	桜橋		
大堰川	南河原下の橋		
黒沢川(胆沢川支流)	川原田橋		
人首川	江雲橋		
天神川	上島橋		
吸川	水門		
千厩川上流	久伝橋		
千厩川下流	松形橋		
	水門		
黄海川	樋口橋		
金流川	川の口橋		
有馬川	金流橋		
安比川	黒沢橋		4→0
	合川橋		6→0
白鳥川	岩谷橋		
十文字川	東北本線鉄橋		
平糠川	駒木		
有家川	有家橋	4→0	
高家川	桑畑橋		
沢川	新中の橋	6→0	
長内川上流	白山橋		
長内川下流	新街橋		
夏井川	旧夏井橋		
小鎚川	古廟橋		

岩手県水質測定地点図



凡例

—	環境基準 (BOD等)	AA類型
—	//	A類型
—	//	C類型
	環境基準 (窒素・燐)	II類型
	//	III類型
	類型指定外水域	
●	環境基準地点 (BOD等)	
○	環境基準地点以外	
●	環境基準地点 (BOD等・全窒素・全燐)	
○	環境基準地点 (全窒素・全燐)	

※水生生物に関する環境基準は全て生物A類型。ただし、
 奥阿仁河川の一部(点線部)及び海域は未指定。
 環境基準地点については、別表参照。
 ※全窒素の環境基準は海域のみ指定。

太平洋